

2008.10.01発行

NewsLetter

知的財産センター活動報告

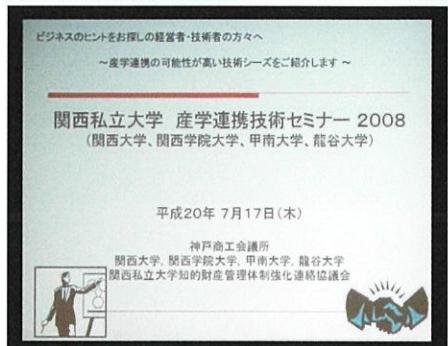
ご 報 告

「関西私立大学 産学連携技術セミナー2008」を開催しました!!

関西大学、関西学院大学、甲南大学、龍谷大学、神戸商工会議所、関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会による「産学連携技術セミナー」を去る7月17日(木)に神戸商工会議所にて開催いたしました。

本学からは、理工学部 電子情報学科 植村 渉 助教より「複数の無線端末による簡易ネットワーク構築技術」と題して、有線ネットワークの構築が困難な場所や既存のネットワークが破壊された災害現場などの利用が期待されているアドホックネットワーク技術についてご講演いただきました。

講演終了後、会場を移して技術交流会を行いました。各大学がブースに分かれて、ポスターセッションや講師の先生方、参加企業及び各大学の産学連携担当者との間で名刺交換などを行い、大盛況でした。



お知らせ

「知財ビジネスマッチングフェア2008」に出展します

—11/26(水)～27(木) インテックス大阪—

入場無料

知的財産センターでは、RECと協力して本学が保有する知的財産の活用、産学連携のマッチングにむけて、出展会やイベントに参加しております。今回、出展いたします「知財ビジネスマッチングフェア2008」は特許庁、近畿経済産業局、近畿知財戦略本部の共催によるものです。本学は2007年度より出展を行っておりますが、今年

度は理工学部 電子情報学科 木村 瞳 教授による「薄膜トランジスタの新規応用」と題して出展いたしました。

11月26日(水)～27日(木)の2日間、インテックス大阪(大阪南港コスモスクエア)にて開催されます。ご関心のある方は、是非ご来場ください。



お知らせ

2008年度「知的財産セミナー」を開催します

—11/5(水) 13:30～—

参加無料



今年度も、特許庁および近畿経済産業局のご協力をいただき、「知的財産セミナー」を開催いたします。知的財産権は大きく2つに分けることができます。1つは特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった産業財産権(工業所有権)。もう1つが、文化的な創作物を保護の対象とする「著作権」で、これは著作権法という法律で保護されています。

今年度は「著作権」に焦点を当てたテーマで開催いたします。ご興味のある方は、是非ご参加ください。

知的財産
セミナー

日 時 11月5日(水) 13:30～15:00(3講時)

講 師 森脇特許事務所所長 弁理士 森脇 正志 氏

対 象 本学学生および教職員等

※詳しく決まり次第、ホームページ

<http://chizai.seta.ryukoku.ac.jp/>

にアップしていきます。

ご 告

2008年特許出願状況

2008年3月1日以降の単独出願は以下のとおりです。この他に共同出願が6件出願されています。(2008年9月30日現在)

発明の名称	発明者	出願日
ポリ乳酸多孔質粒子およびその製造方法	理工学部 中沖 隆彦	2008.03.31
拡大読書器	理工学部 木村 瞳	2008.04.17
	理工学部 野口 紳一郎	
水処理方法	理工学部 岸本直之	2008.07.31
レンズアンテナ	理工学部 栗井 郁雄	2008.09.08
帯域通過フィルタ及びそれを含む高周波回路装置	理工学部 栗井 郁雄	2008.08.25
	理工学部 張 陽軍	

知財トピックス(第2回) 「著作物のコピーは違法?」

コピー技術の飛躍的な進歩により、印刷物のみならず、音楽、映画などのコピーも容易に行えるようになりました。それでは、このようなコピーは違法なのでしょうか?

著作権法で著作物は「思想、感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の分野に属するもの」と定義されています。さらに、具体的な著作物を例示する規定があります。コピーの対象になる著作物としては、言語の著作物、音楽の著作物、映画の著作物が考えられます。「映画の著作物」には、劇場用映画だけでなく、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分を媒体に固定した「録画されている動く画像」も含まれます。

著作物を創作した著作者は、創作と同時に著作権を有することになります。これを著作権の無方式主義といいます。著作権は、いくつかの権利に分かれており、その代表的なものが「複製権」です。複製とは、著作物を形あるものに再製することを意味しており、手書き、印刷、写真撮影、複写、録音、録画、PCのHDやサーバーへの蓄積など、幅広い行為が複製権の対象となります。

著作権者の許可無くコピーする行為は、著作権法違反になります。マイクロソフト社が、日本の企業内でソフトウェアをコピーする行為を訴えたのは、典型的な事例です。

しかし、すべてのコピー行為を違法とすると、社会活動上で不都合を生じてきます。そこで、著作権法はいくつかの例外を設けています。一つは、私的使用のためのコピーです。

自宅でテレビ番組を録画して、家族で見る場合のコピーは私的使用として許されます。

また、学校教育における例外もあります。先生あるいは学生が授業のために必要と認められる範囲でコピーを作ることは複製権の例外として許されています。

コンビニに置かれている複写機を使ってコピーする行為は、本来は違法行為ですが、便宜性と違法の程度とのバランスを考慮して、特則として認められています。

デジタル技術の進歩に伴い、デジタル方式の録音録画機器・媒体を用いてコピーすることが、著作権者の利益を損なうとして問題になりました。デジタル方式であるため、データの劣化がなく繰り返しコピー可能であり、著作権に与える影響は甚大です。そこで、「私的録音録画補償金制度」が設けられました。補償金管理協会が、機器・媒体のメーカーから補償金を徴収して、著作権者に配分します。購入時の価格に補償金が含まれおり、消費者はそれと知らずに、著作権料を支払っていることになります。

地上デジタル放送の開始に備えて、コピー回数を制限するダビング10が話題になったことは、記憶に新しいところです。デジタル技術の進展を、著作権法が追いかけるという構図が、今後も続きそうです。

知財コーディネーター 櫻井 雄三

